



TITLE:

[論説] 「復興」言説に見るリスク  
社会の存在論的不安 --三宅島噴火  
と福島第一原発事故の比較から--

AUTHOR(S):

井口, 智博

---

CITATION:

井口, 智博. [論説] 「復興」言説に見るリスク社会の存在論的不安 --三宅島噴火と福島第一原発事故の比較から-. 社会システム研究 2018, 21: 37-53

ISSUE DATE:

2018-03-27

URL:

<https://doi.org/10.14989/230651>

RIGHT:

# 「復興」言説に見るリスク社会の存在論的不安

— 三宅島噴火と福島第一原発事故の比較から —

井 口 智 博

## 1. はじめに

現代の日本社会では、われわれは好むと好まざるとにかかわらず、個人の「責任」において、自身がどのような行為をするのか（あるいは「何もしない」ということ）を「決定」しなければならない。自らの意志で行為を「決定」したことによって現実化したリスクや損益を、自らの「責任」のもとで引き受けることが必然的なものであるかのような社会のもとで、われわれは生活している。

このような社会に大災害や事故が発生したとき、その影響を受ける人びとは事態をどのように対処可能なものとして理解し、どのように引き受けているのだろうか。あるいは、その事態を引き受けるに際し、解決不可能な問題を抱えてしまっているのではないか。

本研究の目的は、2011年3月の福島第一原子力発電所事故にかんする「復興」言説を分析することで、リスク社会（Beck 1986, 1998）としての様相を露わにしつつある現代の日本社会において、人びとが「新しいリスク」とどのように対峙しており、「新しいリスク」が引き起こしている問題とは何かを明らかにすることである。

議論は以下の手順で進められる。まず、現代の日本社会の構造的な性質および福島第一原発事故におけるリスクの性質を、U.ベックのリスク社会論から位置づける（2-1）。次に、N.ルーマンのリスクにかんする区別図式を援用しながら（2-2）、福島第一原発事故の「復興」言説を見てゆくことで、被災者やその周辺の人びとによる事態の理解と、それに伴う不安の現れを分析する（3章）。また、比較対象として2000年の東京都三宅島噴火の「復興」言説の分析を行う（4章）。そして、両者の分析の比較と考察を通じて、「新しいリスク」に対峙する人びとに特有の特徴を抽出する（5章）。本稿の結論部として、「新しいリスク」に直面している人びとは、不可避的な存在論的不安に囚われざるをえない状況に立たされてしまっているのであり（5章）、ベックが企図したようなコスモポリタニズムによってリスクの問題を克服することも困難であるということが示される（6章）。

なお、原発事故に関連する既存の研究の多くは、「ハザードがなぜ甚大なものとなってしまったのか」という問題関心にもとづいているのに対し、本稿は「ハザードに直面した社会において人びとはどのように振る舞うのか」という関心において進められる。

## 2. 現代の日本社会とリスク

本章では、現代社会論における「リスク」についての代表的な先行研究を紹介する。福島第一原発事故にかんする言説を「リスク社会」化をもたらしたとされる「新しいリスク」と直面した状況において発されたものとみなし、人びとの主観におけるリスク認識を「リスク／危険」という区別において分析するための準備にあたる。

### 2-1. 先行研究——産業社会—リスク社会

U. ベック（1986=1998、1998=2014）は、リスク概念を具体的な損害そのものと結びついたものとして考察しており、客観的なリスクの性質の差異が社会的に認識されることにより、社会構造にどのような変化をもたらすのかを分析している。

まず、Ch. ラウ（1989）および、ラウの議論を整理し直している三上剛史（2010）によるリスクの性質の分類を参照する。客観的リスクは、次のように分類できる。第一に、一定の仕事や職業に付随する、その職業に従事する人の自己責任が前提とされる「伝統的リスク *traditionelle Risiken*」。第二に、誰もが労働や日常生活のなかで一定の統計的確率で被らざるをえないような事故・災難、失業、生活破綻、疾病などを指し、保険制度の対象として社会的に保障される「産業—福祉国家的リスク *industriell-wohlfahrtsstaatliche Risiken*」。第三に、近代科学が生み出したにもかかわらず自身によって予測・解決することが困難な「新しいリスク *neue Risiken*」。この新しいリスクは、ベック『危険社会』（1986=1998）以来認識されるようになったものであり、産業—福祉国家的リスクの対処のためにあった科学的・組織的な予防措置によっては対応できなくなってしまうものを指す（Lau 1989: 420-426; 三上 2010: 45-47）。

新しいリスクの出現を、ベックはリスク社会の到来とみなす。科学技術と経済の発展によって社会の近代化が進み、人びとの物質的な貧困が軽減され、また科学技術によって引き起こされるハザードの危険が顕在化するようになるとき、富の生産と分配を政治的な問題としてきた産業社会は、リスクの生産と分配を政治的な問題とするリスク社会へと移行していく。産業社会においては産業—福祉国家的リスクを、単線的に進歩する科学技術によって予測可能=計算可能なものとして取り扱い、保障の対象にしてきたが、引き起こされるハザードの範囲や原因を特定できないような新しいリスクの出現（を社会が認めること）によって、それとかがわる、科学を含めたさまざまな社会の制度やシステムの政治的かつ自己批判的な見直しが行われる。産業社会のもとではリスクが福祉制度によって個人から取り除かれていたのに対し、新しいリスクが認識されるようになったリスク社会においては従来の制度が結果、事態を引き起こす決定にかかわる個人に再びリスクが帰されるようになる。また、人びとは日常的な感覚で新しいリスクを知覚することができないために、ある状況や出来事がリスクを伴うかどうかの判断は、科学的な知見に大きく依存せざるをえなくなる（Beck 1986=1998: 35）。

このような社会構造の変動は、上記のような経済とリスクにかかわるグローバル化、ライフ

コースやアイデンティティの個人化との連関によって行われる。なお、産業社会／リスク社会という類型は論理的な分類ではなく、近代社会と呼ばれる国々がどちらかにカテゴリー分けされるわけではない。被害の範囲を確定できないハザードを起こしうる新しいリスクが社会の内部に潜在しているながらも存在が認知されていない、あるいは既存の制度のなかで解決されうるリスクとして認知されている場合、新しいリスクという概念が当該社会において認知・構成されるまで、その社会はベックが定式化するリスク社会であるとは言えない。その一方で、「新しいリスクが社会が認知する」とはどういう状況であるのかということ自体は、定式化されていない。

ベックはこの理論をさらに押し進め、グローバル化とともに巨大化するリスクに晒されるなかで安心・安全を求める世界中の人びとが「不安による紐帯」を得ることで、共有されたリスクへの関心を前にコスモポリタンの協同を図る、といったユートピアを構想するが、本研究のコンテキストとして参照する議論の要諦は以上のとおりである。

以上のようなベックの議論への主要な批判として、新しいリスクの出現と人びとによるリスク認識が接続されるメカニズムの概念的な整理がされていないという点が挙げられている（たとえば Alexander & Smith 1996; Cottle 1998）が、本稿は「福島第一原発事故を契機として、新しいリスクが日本社会に広く認知されるようになった」という立場を取ることで議論を進める。

## 2-2. 先行研究 — リスク／危険

次に、N. ルーマン（1991=2014）のリスク概念にかんする分析を紹介する。ルーマンにおけるリスク概念のフレームを援用することで、分析対象とする決定者の認識するリスクとその意味づけを観察することが可能となる。

ルーマンの分析によれば、西欧におけるリスク概念の歴史のなかで、人びとは、リスクを冒した決定が利益を上げること、そして決定がリスクを選び取ることであるということを知る。また、決定前と決定後の決定者の態度の一貫性——決定前に予測していた利益・損害が、決定後に予想外れなたちで現実化するかもしれないこと——が重要視されるようになった。言い換えれば、近代において決定は、リスクを負うことで利益を得るか、チャンスを失ってでも損害を回避するか、という合理性の問題と、決定する前の時点で予測しているものは決定してみなければその予測の正否を確認できない、という時間の問題の二つを抱えている。

このような決定とリスクの連関のもとで、人びとがそれぞれどのようにリスクを観察・判断するのかを社会的に取り扱うため、いままで対概念として使われていた「リスク／安全」の区別とは別に、新たに「リスク／危険」という区別がルーマンによって用意される。「場合によっては起こりうる損害が決定の帰結と見なされ、したがって決定に帰属される」ときに「リスク」として、「場合によってはありうる損害が、外部からもたらされた見なされる」ときに「危険」として、それぞれが区別される（Luhmann 1991=2014: 38）。「リスク／安全」の区別によって、決定者がリスクなもののみをみているものは何であるかを、また「リスク／危険」の区別によって、損得をどのように見ているのかを、分析者は問題にできる。

損得の決定（選択）へのリスクの帰属は、因果関係の合理的な決定・計算可能性の保証なしにもおこなわれる。「決定に帰属できる不確かで不都合な帰結が決定のリスクだと見なされる。また逆に、全体社会の構造化された複雑性によって引き起こされた環境の変動も、人びとがリスクと見なしリスクとして取り扱い回避しようと思っているなら、決定の帰結であると見なされる。しかも、決定者が誰なのかをまったく突き止められなくても、したがってそうした決定者に責任を問う可能性がなくても、また決定者自身の側に学習する可能性がない場合ですら、そう見なされる」(Luhmann 1991=2014: 143)。つまり、あらゆる決定はリスクと結びつけられ、あらゆるリスクは決定と結びつけられる。そして、あらゆるリスクと決定は、(そうすることができないものまでも) 合理的に計算可能なものとみなされることとなる。

特定の事柄がある決定者によって「リスクと見なされているか危険と見なされているかを知ろうとするのであれば、観察者を観察しなければならず、場合によっては、その観察者がそういう観察をするための条件づけにかんする理論を展開するよう努めなければならない」(Luhmann 1991=2014: 43)。本研究は、ルーマンのこの主張にならうものであり、彼によって提示された図式によって、当事者によって「リスク」とみなされたものを、帰属の決定にかかわる問題として観察することが可能となる。

なお、この議論においても、バックが定式化できなかった客観的リスクの実在化と当事者による認識が接続される仕組みは組み込まれていない。しかしむしろ、ルーマンの区別図式（つまり社会システム理論という方法論）を用いることで、分析者がその連関を明らかにすることができる（すべきだ）と言えるだろう。

なお、概念の混同を避けるためにルーマンの定義する「リスク／危険」の対概念を以後「予期リスク／計算外の危険」と呼び替えることとする。

### 3. 福島第一原発事故における「復興」の言説

2章において規定した本研究のコンテキストおよび分析フレームのもとで、福島第一原発事故にかんする言説——より具体的には、被災地の復興という目的にかかわる言説——を観察することで、新しいリスクに直面した人びとの状況を分析する。

なお、本稿が分析対象としている「決定者」は、事故の決定者ではなく、事故のもとでの決定者を指す。事故以後、新しいリスクが社会的に顕在化した状況において何らかの選択に迫られている人びとを分析することで、リスク社会における問題点を析出させることを企図している。

分析の対象は「NHK デジタルアーカイブス」<sup>1)</sup>のラインナップのひとつである「エコチャネル」における、「福島第一原発の事故と汚染」カテゴリーに分類されている番組アーカイブの動画44本である。テレビ特集を本研究の調査・分析対象とした理由としては、テレビが言説とその主体とのつながりを明確に保持するメディアであると考えられるからである。

### 3-1. 先行研究 — 象徴暴力としての帰還・復興言説

荒井文雄（2016a、2016b）は、福島第一原発事故をめぐる東京新聞における言説分析をおこなっている。東京新聞では、事故に関係する記事のフレーミングが、事故発生の最初期からの「特報部」型<sup>2)</sup>と、2013年初頭に現れ始めた「3.11後」型<sup>3)</sup>の二つに分けられ、後者の記事言説に象徴暴力<sup>4)</sup>の特性が現れているという。

「調査報道」をモットーとする「特報部」型の記事は、被災者の現実に肉薄しようという姿勢のなかで、また被災者が不安や苦悩、怒りを抱えているという事実を引き出している。それに対し政治・行政が、早期復興・早期帰還という目標をかかげる一方で、除染目標の緩和、経済援助の打ち切り、リスクコミュニケーション政策という名目のもとで放射線の健康影響を住民たちに軽視させようとするなどの動向を見せている。被災者の不安や懸念を解消できないばかりか、それを助長させるような政策決定を行う国に対し、はっきりとした批判の姿勢を示している（荒井2016a）。

それに対し、「3.11後」型の記事や同時期前後の社会面や家庭面の記事では、「避難せずに原発事故後の福島に家族そろってとどまり、『復興』に向けて生活を再建してゆくことが、当事者の精神的姿勢として高く価値づけられている。そこには、個人として『癒され』、集団の一員として『不安』をのりこえ、『正しい』『科学的』な知識を持って健全に現実に対処してゆく『被災者をやめ』た人々が先駆的なモデルとして提示されている」（荒井2016b: 1）という記事言説が見られる。「被災者をやめた人々」とは、帰還・復興を目指し、治癒と回復を経ることで被災による不安や喪失感を乗り越えた人びとのことを指している。

ここには、被災地への帰還と復興を促すことを是とすると同時に、避難生活を暗黙の内に否認するフレーミングが見出される。こうした言説は、被災者たちに「『潜在的なリスク』を受け入れることを当事者が自分から〈選択〉したかのように外部にも当事者自身にも思い込ませ」（荒井2016b: 3）、被災者が被災地に戻る意味づけを高めると同時に、被災者自身が被災地に戻るよう誘導しているという事実を巧妙に隠蔽する機能をもっており、象徴暴力として作用していると考えられる。

さらに、除染作業が遅々として進まないなかで復興の目処も立たず、帰還や居住がためらわれる現実と、まるで被災していないかのように前向きに振る舞うことを是とする言説の心理的圧力とのほざまで、被災者集団は「分断」されることになる。放射線を心配する人とならない人の間に「政治的・社会的に『つくられた』分断は帰還・復興政策の一環をなしている。それは、抵抗を示す住民を識別して分離し、彼らを同調圧力のもとで統合しようという政策の住民管理の側面のあらわれ」（荒井2016b: 9）なのである。

「特報部」型の記事に見られるように、従来であれば福島第一原発事故の件にかんして政権批判的な言説を掲載していた東京新聞が、突如として「3.11後」型の記事のように、帰還・復興の美德を主張することで政府の方針に沿った象徴暴力となるような言説をも同時に展開するようになったわけであるが、このような同新聞社の内部での「原発事故報道にみられた対立する報道傾



向は、原発事故をめぐる政治的対立と、被災地の現場の『分析』を反映していると解釈できる」（荒井 2016b: 17）。

以上の荒井の議論は、従来の福島第一原発事故をめぐる研究とは傾向を異にするものであり、東日本大震災・福島第一原発事故にかんする言説分析から、帰還と復興を促す記事言説が象徴暴力として作用していることを明晰に示している。対して本研究は、荒井によって示されている象徴暴力と規範性の問題を踏まえながら、2-2 で呈示した図式において復興の言説を分析することによって、リスク社会に固有の、決定にかかわる根本的な問題を炙り出すことを試みている。

### 3-2. 放射線被爆への不安と「漠然とした」不安、新しいリスクと予期リスク

2013年12月27日の「NHK ニュースおはよう日本」のなかで放映された特集「放射線とどう向き合うか——福島県——」<sup>5)</sup>では、「時間の経過とともに放射能から目を背けがちになる」被災者と、そうした彼らの姿勢に対する医師からの警鐘が語られている。

はじめに、親の介護や仕事のために福島市に残ることを決定した、中学3年生の娘を持つ女性が映し出される。時間が経つにつれ、基準値を超える放射線物質が検出される食品は減り、娘につけた個人線量計の値も規準を下回っており、もとの生活を取り戻しつつある一方で、将来に渡って放射線につきまといられる生活に疲れを感じている、というナレーションの後、女性は次のように語る。

〔放射能の問題は：引用者註〕考えたくないですよ、ホントに、正直。忘れていたい。全く気にせずに、毎日いたいですよ。そういうふうに思っているのに、思っているだけけれども、放射能の問題はまだまだ、まだまだこれからも続くから、そこが苦しいところですよ。

その後、この女性と同様に放射線について考えたくないと思いを抱く母親が周囲が増えてきているというナレーションが入り、彼女たちが心境を語り合うシーンが映される。

放射能の話をしだすとね、「誰々さんはこうだよ」「うちはこうだけどね」「でも本当にこれでよかったのかな」……。そうなるキリがない。大丈夫だよ、でもダメ、危ないんじゃない？〔……〕どうなるかわからないこの10年20年先よね。どうしようどうしようって日々考えて生きるのは嫌だ。楽しく生きたい。

続いて、震災直後に福島町大熊町の自宅から避難した、妻と二人の高校生の娘を持つ男性の語りに移る。避難に時間がかかってしまったため、どの程度被爆しているのかが分からず不安を抱えているという。しかし彼は、福島県が配布した、事故当時の被曝線量を推定するための問診票を2年間記入・提出していない。問診の結果によってさらに不安（曰く「知らなくてもいいことまで知って」抱える不安）が増すことに対する忌避の念があるのだと語る。

その後、事故後は東京から福島に通い、15万人ほどの住民の内部被曝の検査を続けてきた医師が映される。今のところ健康に影響が出るとされる基準値を超える結果はひとりも検出されていないが、影響がいつ出るのかは分からないため、長期間にわたって検査を受けることが肝要だと医師は考えている、という旨のナレーションの後、医師は次のように語る。

値が低くなってきたということは確かだと思いますけれども、やっぱり、もう別にどうでもいいですよという話ではないし、自分で考えることも必要だし、定期的にしっかり検査を受けて、その値を、お互いに話をしながらどうすればいいかってのを考えてっていうことをしていかなければいけないっていうことは確かだと思います。

その後、テレビスタジオが映し出され、取材にあたっていた記者と司会によって、特集の総括がなされる。

事故から三年近くがたって住民たちは一見すると平穏な生活を取り戻したかのように見えます。ただ、その根底にある不安がなくなったということでは決してないですね。放射線量が低くなくても、そのなかで長期間生活すると健康にどのような影響が出るのか、科学的に十分に解明されていない部分があるからなんです。福島で暮らす人たちは、いまでも不安を押し殺したりとか、放射線のことを見て見ぬふりをするというような生活を強いられているんです。こうしたことは、今後も数十年に渡って続いていくというのが、福島が背負った現実なんだと思います。

最後に、福島を支えるために必要なものは何か、と司会に尋ねられた記者が以下のように回答し、番組が終了する。

住民たちが放射線のことから目を逸らさずに、向き合っていくことができるような環境づくり、たとえば専門家の方のアドバイスをいつでも聞けるような仕組みを作ったりですとか、住民の方同士がこう、悩みや不安を打ち明け合うような場を作っていくことも必要だと思います。また県では長期間に渡って健康調査を進めていますが、放射線のことを考えたくないという気持ちから、調査に関わることさえも苦痛を感じている人たちがいます。そうした人たちの複雑な心境に寄り添いながら、調査に加わってもらえるような体制づくりを考えていくことが、国や県に求められていることだと思います。

この特集においては、被災者が、放射線被曝という客観的リスクに対する不安だけでなく、長期にわたる避難生活や、放射線被曝の可能性を危惧し続けることなどによる疲弊に由来する別種の不安をも感じていることが読み取れる。最初の女性も、2番目の男性も、放射線被曝それ自体



の不安とは別に、放射線被曝の可能性を抱え続けたまま生活しなければならないという事態に対する茫漠とした不安感を抱えていると理解できる。

それに対し、被災者を支援する医師は、被災者自身が正確な科学的知識を理解することによって、前者の不安だけでなく後者の不安までもが解消されるとみなしているか、あるいは当事者のみが感じている後者の不安を想像できていない。

被災者は、「別にどうでもいいですという話」だと思っているがゆえに放射線被曝から目を背けるのではない。それどころか、その真逆なのである。「放射線量が低くなくても、そのなかで長期間生活すると健康にどのような影響が出るのか、科学的に十分に解明されていない部分がある」ことは、おそらく彼らも理解している。だからこそ、「自分で考えること」、「定期的にしっかり検査を受けて、その値を、お互いに話をしながらどうすればいいかってのを考えてっていうこと」は「キリがない」。検査を受け、基準値に収まっていることが現時点で確認されようとも、「どうなるかわからないこの10年20年先」への不安を拭い去ることはできない。

被災者が被災地周辺に住み続けるという決定をくだしたとき、考えうる予期リスク——すなわち、地元を離れることで放射線被曝のダメージを軽減するか、身体への影響を考慮してもなお慣れ親しんだ地元にとどまるか、といった選択肢——を十分に比較、検討して理想的な選択肢を選び取る、という状況になかったであろうことは想像に難くない。新しいリスクはその性質上、決定にかかわる計算が原理的に不可能である。そのため、放射線被曝と向き合うことを避けることを決めた被災者の選択は、将来への不安を軽減するための合理的な決定といえるだろう。

ところが、医師や記者は「住民たちが放射線のことから目を逸らさずに、向き合っていくこと」を支持する。外部の人びとの期待と、当事者たちの置かれた状況において可能な選択肢との間には溝がある。ここに、3-1でも見られたような象徴暴力の論理を見て取ることは難しくない。しかも、外部からの期待に沿うことは当事者には困難であり、彼らは規範と現実のはざまで板挟みになってしまうのである。

### 3-3. 復興のための子どもの在り方

2012年3月11日の「NHK ニュース おはよう日本」の特集「震災から1年“みんなで村に帰る”ために——福島 飯館村——」<sup>6)</sup>で、次のような内容が放送された。

福島第一原発からおよそ40キロの福島県飯館村では、2011年4月に全域が計画的避難区域に指定され、住民全員が村外に避難した。幼稚園から中学校までのおよそ450人の子どもたちは、隣の川俣町の4つの学校を間借りして通っている。住民がみな飯館村に帰ることができるという希望を持ち続けられるように、2012年2月、以後2年間ですべての住宅を除染する計画にかんする説明会を開いた。しかし、参加者のなかに20代30代の若者の姿はなかった。

復興計画にかんする協議では、村に帰ることに不安を感じている若い世代の人びとを繋ぎとめるためには、子どもの教育環境を整えることが重要であると考えられ、子どもを持つ親も参加し、彼らの要望が聞かれている。「子どもたちに放射線のリスクと正しく向き合ってもら」うことを

企図する「放射線教育」や、避難生活のなかで飯館村に行くことができない子どもたちが、飯館村を自分たちで育てていくという気持ちを育むための「ふるさと教育」など、教育環境を改善する取り組みが考えられている。

この特集では、復興計画のなかに教育内容の見直し（親世代の呼びとからの要望なのかが番組のなかではっきりしないものの）があることから分るとおり、彼らの「復興」には、将来世代にわたっての地域の復興・存続が含意されており、復興の担い手には現在子どもである村民も含まれている。子どもは、放射線リスクをよく理解し、復興を使命とする村民として自立することが期待されている。

ところで、「放射線リスクと正しく向き合」うとはどういうことだろうか。放射線の被曝量がある閾値を超えたとき、身体に悪影響を及ぼすという事実をより科学的に理解する、という以上の規範的な含意——「放射線リスクと正しく向き合」た子どもたちは、新しいリスクとかかわる決定を自らの責任に引きつけ、現在の大人たちが抱えている放射線リスクへの不安と漠然とした不安の両方を乗り越え、復興に携わる主体として自立する——がこの言葉に込められているのではないか。

#### 4. 従来的なリスクにおける復興言説——2000年三宅島噴火の新聞記事言説

3章で分析した、科学信仰に基づいた復興の語りが原発事故、すなわち新しいリスクに特有の問題とかかわっているのかを検討するため、新しいリスク以前のリスクとみなしうるものとして、2000年三宅島噴火の復興言説を取り上げ、分析する。三宅島において、火山の噴火やそれに伴う避難は、住民にとってなじみのあるものであり、噴火が起こる危険性を知りながら、三宅島に住むという決定は住民にとって予期リスクとみなすことができる。

2000年6月26日に三宅島近海で群発地震が発生し、火山活動が活発化、ほどなく三宅村民に避難勧告が出された。その後も大規模な火山の噴火が複数発生し、同年9月2日には全島民に避難指示が出された。それから約4年半後の2005年2月1日に避難指示が解除され、帰島の意向を持つ大半の住民が4月にかけて順次帰島した。しかし、避難指示が解除されてからもしばらくは火山ガスの放出量に減少は見られなかった。なお、三宅島の経済は主に観光業と農漁業によって支えられており、4年半の空白は各産業にとって大打撃だったという。また、高齢化によって働き手も減少傾向にある。こうした状況は、当事者の身に降りかかるリスクの性質の差異はあるものの、福島第一原発事故の被災者たちの状況と三宅島噴火時の島民の状況は類似的である。

分析対象とした言説は、「聞蔵Ⅱ」（朝日新聞）、「毎索」（毎日新聞）、「ヨミダス歴史館」（読売新聞）で閲覧できる新聞記事より、2000年6月26日から2017年10月25日までの期間で「三宅島」、「噴火」、「復興」のAND検索を行い、該当した記事（順に263件、297件、279件）のなかでも2000年三宅島噴火の被災者の姿や復興を本旨とするものだけに限定している。

#### 4-1. 帰還と責任

「何か起こった時に責任を都に持ってこられても対処しきれない。一札取ってそれぞれが帰島の選択をすべきだ」と、2004年7月当時東京都知事であった石原慎太郎は発言している<sup>7)</sup>。これを受けて翌年2月の帰島を宣言した三宅村長の会見が、2004年7月21日の朝日新聞の朝刊に掲載されている。

三宅島への帰島は来年2月になる見通しになった。方針を決めた平野祐康村長は20日「機は熟した」と強調した。火山ガスが完全に止まっていない中での帰島については「自己責任」にも触れた。島民はどう受け止めたか。

平野祐康村長ら村幹部の会見での発言要旨は以下の通り。

帰島を決めた理由は――

意向調査でイエスと答えた人が7割いたことも一つの材料。個人財産である島の家屋などがシロアリでむしばまれていくのも気になる。帰島しないと答えた3割の人に対しても、教育や医療の面での支援も考えていくほか、都へも特段の支援を要請したい。

帰島する際の自己責任については――

どこに住んでいても、都会にいても自己責任はある。信号無視してはねられたら自己責任。ガスとの共生の中で、島ではいろんなことが起きることを、村民には時間をかけて説明してきた。

火山ガスで健康被害が起きたら――

それが起きないように願っている。医療体制を充実させ、万が一が、起こらないようにしたい。

具体的な安全対策は――

(穂積憲重助役) 避難警報や注意報を出せる体制を整え、避難所の確保、避難マニュアルの作成、避難訓練などを検討している。[……]

この記事言説は、「ある決定を行うとき、決定者が決定に帰属する予期リスクを背負わなければならない」という自己責任の論理が、島に住むか避難先に住むかの決定にも適用されていることを表している。いまでも健康を害する火山ガスが充満しており、長期的に見れば今後も定期的に火山が噴火することが見込まれる地域に住むことと、交通事故に遭いやすい都会に住むこととの選択――すなわち決定が各々の裁量に託されている。また、火山との共生に付随する健康被害を産業－福祉国家的リスクとみなし、制度的にケアできるよう保障されていることも分かる。つまり、帰島を決定した島民の責任の一部を制度的に引き受け、島民が噴火を予期リスクとして計算可能なものとしている。

このような自己責任論に対して、同年9月4日の毎日新聞朝刊に、「火山ガスのリスクの受容は『自己責任』でも、帰島後の生活復旧・復興については『自己責任』と言われても個人の力では限界がある」という島民団体「三宅島島民連絡会」会長による批判の声が掲載された。しかしこの批判も、帰島後の生活という長期的な視座における制度的な保障を確約するかぎりでは自己責任の論理を承認している。

#### 4-2. 避難生活のなかで生まれた不安への対処

福島第一原発事故から約1年、帰島許可が下されてから約7年後の2012年3月31日の朝日新聞に、次のような記事が掲載されている。2000年の三宅島噴火のために島民たちが4年半近くの避難生活を強いられた裏では、帰島不可能な状況が長期化した場合に備え、他の自治体や別の土地に「三宅村」を作るという計画案が三宅村役場の人びとによって練られていた、ということも明かしたものだ。

[……]

帰島を心の支えにしている島民たちには、シナリオ〔先述の計画案：引用者註〕の存在は封印してきた。「みんなに夢を持たせないといけない。そのために、うそでも力のある言葉が必要だった。それが当時の自分も支えてくれた」

その切ない思いは、原発事故が起きた福島を始め、被災して避難生活を強いられている人たちに重なる。

その後、火山ガスは何とか住民が戻れるレベルに収まり、4年半の全島避難を経て、05年2月に帰島が始まった。

それから7年。復興へ向けた苦闘はなお続く。

[……]

災害が起きた各地で復興支援を担う社団法人「減災・復興支援機構」（新宿区）で働く宮下加奈さん（42）。三宅島出身で、噴火と避難生活を体験した1人だ。東日本大震災の後、福島からの避難者や受け入れ先の支援団体に招かれ、当時の体験を話しに全国を訪れている。

「先が見えない中で、三宅島の人たちはどうしてがんばれたの？」「帰るまで気持ちをどうつないだのか」。行く先々で、こうたずねられる。

三宅島の人たちは、避難先の団地単位で島民会を立ち上げ、もともとの自治会とも交流を心がけた。1年半ほどかけて島民会同士がつながり、情報交換やみんなの意向をまとめる組織が出来上がった。

宮下さんは、そんなエピソードを話した上で、こう伝えている。「自分を支えるために、いろいろな人と手を携えるべきです。つながれば、それが力になる」「住民が自分で立ち上がる力をつけなければ、復興はできないんです」[……]

被災から復興までの時間経過において重要なことは、被災者の精神面の問題、すなわち不安の解消である。全島避難によって空間的に分離されてしまった島民たちに対し、「帰島」という希望を保たせ、地域的なアイデンティティによって再び結び合わせることで、彼らの不安を解消し、「力」を手にする、という「シナリオ」を支援者側は描いている。新しいリスクにおける事態と同様、従来のリスクが引き起こした問題についても、被災者の不安をどのようにして取り除くのかということが課題となっている。

ここでは、三宅島噴火の被災者が抱える不安に対し、二段階の解決方法が用いられている。一つ目が、当事者たる島民たちに、ゆくゆくは三宅島への帰還が必ずできると思い込ませることである。そのために、役場の人びとは帰島が不可能になった場合の「シナリオ」を島民たちに知らせないようにしていたことがわかる。

しかし、希望があってもなお、避難生活とは「先が見えない」ものである。「シナリオ」の存在を知らなくても、帰島できない可能性について思いを巡らせてしまう被災者たちも当然なかにはいたことだろう。あるいは、避難生活のなかで生計を立てることや、帰島すること自体が難しくなってしまった島民も少なくない<sup>8)</sup>。苦しく、また慣れない場所での避難生活のなかで、いつ帰島できるかも判明しないなかで、不安はどうしようもなく沸き起こるだろう。

この不安は、第二の方法、すなわち「避難先の団地単位で島民会を立ち上げ」ることによって対処される。島民会は、従来の生活圏における社会関係を擬似的に再現し、帰島・復興という共通の「夢」のもとに、同じ不安を抱える島民をまとめ上げる、建設的な共同体として機能した。復興支援者の言葉はまさしく、「先が見えない」避難生活のなかで沸き起こる不安を、仲間たちとの紐帯によって処理することができた自身の実感に由来するものであり、またこの方法が「原発事故が起きた福島を始め、被災して避難生活を強いられている人たち」への一助となることを期待されている。ここでも、3-1で見た象徴暴力の論理が表れている。

## 5. 考察：3と4の比較

3章ではリスク社会における、新しいリスクを含む災害にかんする復興言説を、4章では従来の客観的リスクとして現れた災害にかんする復興言説を、それぞれ分析した。本節では、両者の分析結果を「存在論的不安」という概念を用いて整理することで、新しいリスクがどのような固有の問題を被影響者の人びともたらすのかを明らかにする。

### 5-1. 存在論的不安

A. ギデンズ (1991=2005) によって論じられる存在論的不安は、E. エリクソン、S. キルケゴール、M. ハイデガー、E. ゴッフマンなどの議論が引き継がれており、社会の近代化とともに、こうした不安の内容と形式が変容しているとギデンズは看破している。

ギデンズは、社会の近代化のダイナミズムとして、「時間と空間の分離」(社会活動の文節のた



めの条件)、「脱埋め込みメカニズム」(相互行為を場所の特殊性から切り離す)、「制度的再帰性」(社会生活の組織及び変形において、構成的な要素として、社会生活の状況についての知識を規則的に使用する)を指摘する(Giddens 1991=2005: 22)。近代化が徹底したハイモダニティにおいては、社会の外部に超越的な存在がないこと、科学技術のもたらすものが有益であると同時にリスクでもあること、偶発的な出来事はつねに生じうるということが認識されるようになってきているという。そして前近代社会が近代化し、社会の性質が変化することで、人びとが抱く不安の形式も変化していることをギデنز是指摘している。

存在論的不安は、不安の本質にかんする議論(たとえば、不安という感覚の心理的な普遍性にかかわること)を避け、存在論的安心が失われた状態として定式化されることによって、存在論的安心を揺るがす諸々の社会的・歴史的要因と不安とを接続し、社会学的に考察することを可能としている(澤井 2016: 159)。

ギデنزのいくつかの著作の末尾につけられている語彙集によれば、存在論的安心は、「自己と社会的アイデンティティにかかわる基本的な実存的条件も含めて、自然的世界ならびに社会的世界が、いまここに現れているまさにそのままのものであることへの確信あるいは信頼」(Giddens 1984=2015: 418)、「個人の直接の知覚環境にないものをも含む出来事に対する連続性や秩序の感覚」(Giddens 1991=2005: 279)と定義されている。また、「存在論的に安心であるということは、すべての人間生活がなんらかのかたちで対処している根本的な実存在的问题に、無意識や実践的意識のレベルで『答え』を持っているということ」(Giddens 1991=2005: 51)とされており、この存在論的安心を損なわせ、存在論的不安を創出するのが実存在的问题である。それは、実存と存在の同一性、人間の生命の有限性、類推・解釈するほかない他者、自己アイデンティティの継続性といった存在論的・認識論的な要素のもとに成り立っており、これらの問題は社会活動のなかで人びとによって「答えられている」ものだという(Giddens 1991=2005: 51-60)。

前近代においては、伝統や宗教システムが存在論的規範を明示していたために、行為や存在論的枠組みの分節化を行い、あるいは人生の道徳的意義に訴え、実存在的问题を処理してきた。しかし、超越的な存在が懐疑的なものとなった近代以後においては、この問題は別様な形で対処されるようになった。その形式とはルーティーン化である。

語彙集におけるルーティーン化の定義は次のとおりである。「日々の社会生活のなかの活動のほとんどが持つ、習慣的な、自明なものという性質。慣れ親しんだ行動のスタイルや形式が浸透していることは、存在論的安心の感覚を支え、またそれによって支えられている」(Giddens 1984=2015: 420)。つまり、社会活動がルーティーン化することで存在論的安心が生み出される。と同時に、存在論的安心があることによって生活のルーティーン化が可能となる。社会は絶えず変化しているにもかかわらず、再構成される構造には一定の安定性が存在している。存在論的安心とルーティーン化にはこのような構造の二重性がある。

不安を留保して社会活動を営まんとする実践的意識と、それが再生産する日々のルーティーンによって、日常生活の一貫性に対する「信仰」が達成され、存在論的安心を揺るがす実存的諸問



題を、人びとは先送りにする形で情緒的に答えている。しかしながら、「安心感をもたらしてくれるまさしくそのルーティーンが、ほとんどの場合、道徳的な意味を欠いており、場合によっては『空虚な』営みとして経験されるようになったり、また別の場合には、ひとを打ちのめすものとして感じられるようになったりする可能性がある」(Giddens 1991=2005: 154)。

以上のギデンズの議論をもとに、先に分析した内容を、災害によってルーティーンと存在論的安心が同時に損なわれた状況における事態として整理し直すことで、新しいリスクがもたらしている根本的な問題を理論的に定式化することを試みたい。

なお、ギデンズにおける近代化やハイモダニティの見方は、そのメカニズムにかんする見解の差異はあるものの(Beck 1998=2014: 207)、再帰的近代化などのコンセプトを含め、ベックの社会観と重なり合う(Giddens 1991=2005: 31)。よって、ギデンズの近代化論にもとづいた存在論的不安の概念によって、ベックの論じるようなリスク社会における不安の特徴をより鮮明に浮かび上がらせることができるだろう。

## 5-2. 新しいリスクと存在論的不安

5-1において「存在論的不安」という概念は、3章および4章の分析において、具体的な損害への不安と対比的な形で見出された、「漠然とした不安」や「不安を保持しつづけることに対する不安」に対応していると考えられるだろう。このことを踏まえ、3章と4章における分析を整理し、以下に述べる。

4章の前リスク社会における言説分析において示されたのは次のことである。被災生活のなかで抱える不安は、同じ困難を抱える仲間との紐帯によって対処されることが期待される。不安の原因となっている被災地への帰還・復興にともなう予期リスクは、制度によってその対処を保障された決定=選択肢として被災者に委ねられる。

他方、3章のリスク社会における言説分析のなかで明らかにされたのは、被災地に内在する新しいリスクを予期リスクとして処理することの困難と、存在論的不安に直面した被災者の現状と外部が支持する規範の間にある断絶である。

リスク社会以前/以後の復興言説の争点は、帰還・復興の決定と結びついた予期リスクの対処と、不安との向き合い方の2点であり、その双方が絡み合い、リスク社会においては解決されずにいる。

新しいリスクはその性質上、因果関係の合理的な決定や計算が不可能であるため、従来のリスクの対処法、すなわち損害に対する保障を行う制度が有効に機能しない。このとき、新しいリスクと対峙しながら未来への選択を決定しなければならない当事者は、予期リスクの判断や比較にかんするルーティーンを維持できなくなり、決定主体としての自己の実存が揺るがされることとなる。また、新しいリスクによってもたらされたであろう身体へのダメージを計測してしまうことで、人間の生物学的な有限性、突き詰めれば死を意識せざるをえなくなるかもしれない。このようにして当事者の前に実存的問題が顕在化し、存在論的不安が立ち現れる。

しかし、予期リスクとして引き受けることが困難である新しいリスクを外的なものとして、すなわち計算外の危険として扱うことは、当事者の外部の人びとが期待するような規範に抵触する。この場合も、日常生活をルーティーン化させていた他者との信頼関係が崩れてしまい、やはり存在論的不安が生まれてしまうことになるかもしれない。

直面している新しいリスクが他の決定者によってもたらされたときでさえ、その影響を受ける人びとは新たに「新しいリスクにかかわる決定者」として引き受けざるをえない。そこで当事者となってしまった被災者は、新しいリスクの不安を直視しつづけるか、共同体の内外の規範から逸脱してしまうかの二択を迫られるが、いずれにせよ彼らの存在論的安心を脅かすという帰結をもたらす。

実存的問題は他者の振る舞いとのかかで形成されてきた秩序が崩壊することによっても表面化してしまう。他者も自己と同様、個人的な実存的問題と直面させられる。しかし、人によってその対処の方途は異なる。実存的問題を覆い隠していたルーティーン化と存在論的安心が失われたとき、人びとは前近代的な道徳性に救いを求め、外部からもたらされた規範——新しいリスクを主体的に引き受けること——を信奉するかもしれない。

あるいは、その規範に応じない方法——新しいリスクを自らに帰属させないこと——を取るかもしれない。しかし後者を選べば、そこでは期待を抱く社会から当事者が逸脱するという事態に至るだろう。これを回避するには、自分も規範に従うというポーズを取るほかない。どちらにせよ、規範に同調できなければ自己のアイデンティティを十全な形で保つことに失敗してしまう<sup>9)</sup>。

このように、新しいリスクと直面した人びとは、リスクが身体にもたらす影響による身体の死や有限性への意識、従来の判断基準の無効化、外部から提示される規範に十全に従うことの不可能性といういくつかの次元における実存的問題の表面化により、従来の対処方法によっては不安が取り除かれえなくなってしまうことが明らかとなった。

## 6. おわりに

本稿では、福島第一原発事故の被災者と、彼らの支援者による「復興」の言説を分析することで、新しいリスクと直接に関わらざるをえない状況下にある人びとが決定主体となると、ほぼ不可避免的に実存的問題に襲われ、存在論的不安を抱くことが明らかになった。

最後に、リスク社会における「不安」への対処の問題について触れておこう。4-2において復興支援者は、新しいリスクに由来する存在論的不安に立ち向かうために、被災者たちによる共同体を作ることを提案している。同様に、ベックも新しいリスクの脅威に立ち向かう手段として、リスクを紐帯とするコスモポリタンのコミュニティ、すなわち世界リスク社会の構築を提案している。

新しいリスクは地域的に分有されてしまい、また次世代に先送りする形でしか処理されえないのだとすれば、ベックの思い描いたような共同体は成立しえないばかりか、悲観的な世界観を描

かずにはおれない。新しいリスクの出現に伴う社会構造の変化を予見する彼の時代診断はかなりの程度当たっていたと言える一方で、新しいリスクがもたらす不安をきっかけとして、世界規模での紐帯を作り上げ、皆が一丸となってリスクに立ち向かうという、地域を越境するような共同体を期待することの困難が、すでに福島第一原発事故の事例に見えているように思われる。

しかしながら、本稿の射程が福島第一原発事故という事例から大きな制約を受けていることも付け加えねばならない。たとえば、原発の「安全神話」が崩壊する出来事でもあった福島第一原発事故は、人びとの日常性を担保する上で重要とされる専門家集団への信頼を大きく損なうものであった。本稿で取り上げた言説上に現れていた人びとの不安は、リスク社会それ自体から生み出される実存的問題が先の事情によって増幅されていたために深刻なものとなってしまった可能性がある。局地性を超えて、リスク社会という時代の情勢における人びとの在りようを捉えるために、他のさまざまな種類の言説や現象を分析し、リスク社会論を彫琢してゆくことが、今後の課題である。

#### 注

- 1) <http://www.nhk.or.jp/archives/digital/>。NHK（日本放送協会）が保管している、すでにテレビで放送した番組アーカイブの一部をインターネット上で閲覧できるサービス。ただし、「エコチャンネル」は2017年3月29日をもって閉鎖している（[http://twilog.org/nhk\\_ecochannel](http://twilog.org/nhk_ecochannel), 2017年10月26日閲覧）。
- 2) 特集「こちら特報部」の連載記事に特徴的なフレーミングが見られることから。
- 3) 2013年1月12日付の朝刊から開始された「3・11後を生きる」のページにおいて特徴的なフレーミングが現れていることから。
- 4) P.ブルデューの考案した概念。象徴暴力とは、「それを行使している人と被っている人の双方が、自分がそれを行使していることあるいは自分がそれを被っていることを意識化していないという意味で、それを被る人々の間にその作用の前提の明示化されない共有があるがゆえに、またほとんどの場合は、その前提がそれを行使している人々の間にも共有されているがゆえに、それゆえに作用する暴力」（Bourdieu 1996=2000: 24）のことを指す。「それは、また自分たちの社会集団がもつ『集合的な期待』に答えてゆくことによっても覆いかくされ」（荒井2016b: 1-2）てしまう。
- 5) [http://cgi4.nhk.or.jp/eco-channel/jp/movie/play.cgi?did=D0013773123\\_00000](http://cgi4.nhk.or.jp/eco-channel/jp/movie/play.cgi?did=D0013773123_00000), 2017年1月30日閲覧。
- 6) [http://cgi4.nhk.or.jp/eco-channel/jp/movie/play.cgi?did=D0013771800\\_00000](http://cgi4.nhk.or.jp/eco-channel/jp/movie/play.cgi?did=D0013771800_00000), 2017年1月30日閲覧。
- 7) 2005年1月26日の朝日新聞の夕刊に掲載された「ガスとの共生 自己責任（ふるさとへ 三宅島避難解除：上）」より。
- 8) 2002年9月6日の朝日新聞の朝刊に掲載された「公的支援（だれを頼る 防災はいま：下）」という記事には「三宅村は昨年末、島民にアンケートをした。生活費を給料でまかなっているのは3割にとどまり、年金が4割、預貯金などの取り崩しが2割にのぼった」とある。  
また、2003年9月1日の朝日新聞の朝刊に掲載された「仮住まい、今や日常 東京・三宅島、全島避難から3年」という記事において、次のような事情が明らかにされている。「31日。島民たちで組織する『三宅島島民連絡会』は東京・池袋で『帰島・復興を考えるフォーラム』を開いた。8月上旬に全世帯の約43%にあたる753世帯から回答を得たアンケート結果を報告した。1年前に比べて生計

が『かなり苦しくなった』は32.3%。『少し苦しくなった』を合わせると68.6%にのぼった。1年前より預貯金が『かなり減った』のは、51.9%だった。／役場が帰島すると判断したら、『安全対策がとられれば家族全員で帰島したい』が53.4%を占める一方で、『島全体が安全になるまで帰島しない』は29.2%、『家族全員の帰島は無理』が11%。『帰島はあきらめた』も1.2%あった」という結果が出ている。

- 9) 福島第一原発事故ののちに撮影され、2012年に公開された園子温『希望の国』や内田伸輝『おだやかな日常』のなかで、放射性物質への恐怖に駆られ、入念に放射線量を測定する、マスクや防護服を着用するなどの振る舞いを見せる登場人物が、周囲の人びとから疎ましがられ、あるいは周囲の人びとの不安を「過度に」煽るのをやめるよう諭されるシーンがある。これは、新しいリスクに晒された人びとが「同調と逸脱」の図式にしたがって生活の再安定化を図るという事態のひとつのパターンといえよう。

### 参考文献

- Alexander, Jeffrey C. and Smith, Philip, 1996, "Social science and salvation: risk society as mythical discourse," *Zeitschrift für Soziologie*, 25(4), 251-262.
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= 東廉・伊藤美登里訳、1998、『危険社会 新しい近代への道』法政大学出版局。)
- (Hg.), 1999, *World Risk Society*, Cambridge and Malden: Polity. (= 山本啓訳、2014、『世界リスク社会』法政大学出版局。)
- Bourdieu, Pierre, 1996, *Sur la télévision*, Paris: LIBER éditions. (= 櫻本陽一訳、2000、『シリーズ〈社会批判〉メディア批判』藤原書店。)
- Cottle, Simon, 1998, "Ulrich Beck, 'Risk Society' and the Media: A Catastrophic View?," *European Journal of Communication*, 13(1), 5-32.
- Giddens, Anthony, 1984, *The Constitution of Society: Outline of the Theory of Structuration*, Cambridge: Polity. (= 門田健一訳、2015、『社会の構成』勁草書房。)
- , 1991, *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Polity. (= 秋吉美都・安藤太郎・筒井純也訳、2005、『モダニティと自己アイデンティティ — 後期近代における自己と社会』ハーベスト社。)
- Lau, Christoph, 1989, "Risikodiskurse: Gesellschaftliche Auseinandersetzungen um die Definition von Risiken," *Sozial Welt*, 40: 418-436.
- Luhmann, Niklas, 1991, *Soziologie des Risikos*, Walter de Gruyter. (= 小松丈晃訳、2014、『リスクの社会学』新泉社。)
- 荒井文雄、2016、「福島第一原発事故関連報道と象徴暴力（上）」『京都産業大学論集 人文科学系列』49: 465-27。
- 、2016、「福島第一原発事故関連報道と象徴暴力（下）」、荒井文雄のページ（2017年10月25日閲覧、[http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~arai/Fukushima%20symbolic%20violence%20\(2\).pdf](http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~arai/Fukushima%20symbolic%20violence%20(2).pdf)）。
- 小松丈晃、2003、『リスク論のルーマン』勁草書房。
- 三上剛史、2010、『社会の思考 — リスクと監視と個人化』学文社。
- 澤井敦、2016、「『存在論的不安』再考：アンソニー・ギデンズの『不安の社会学』をめぐって」『法学研究』89(2): 137-26。